

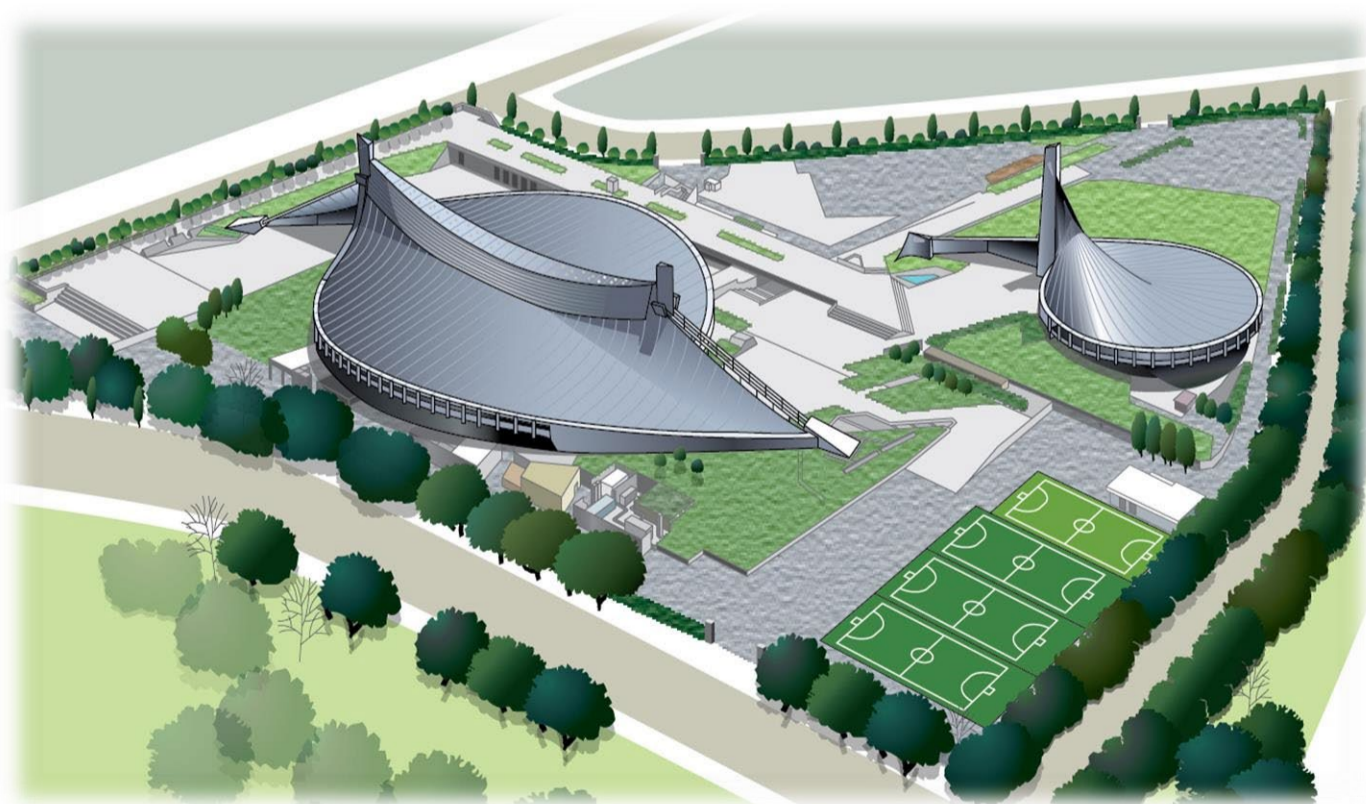
国立代々木競技場

～施設利用案内～

第一体育館

第二体育館

〔 園地
(原宿プラザ) 〕



令和3年6月

＜目 次＞

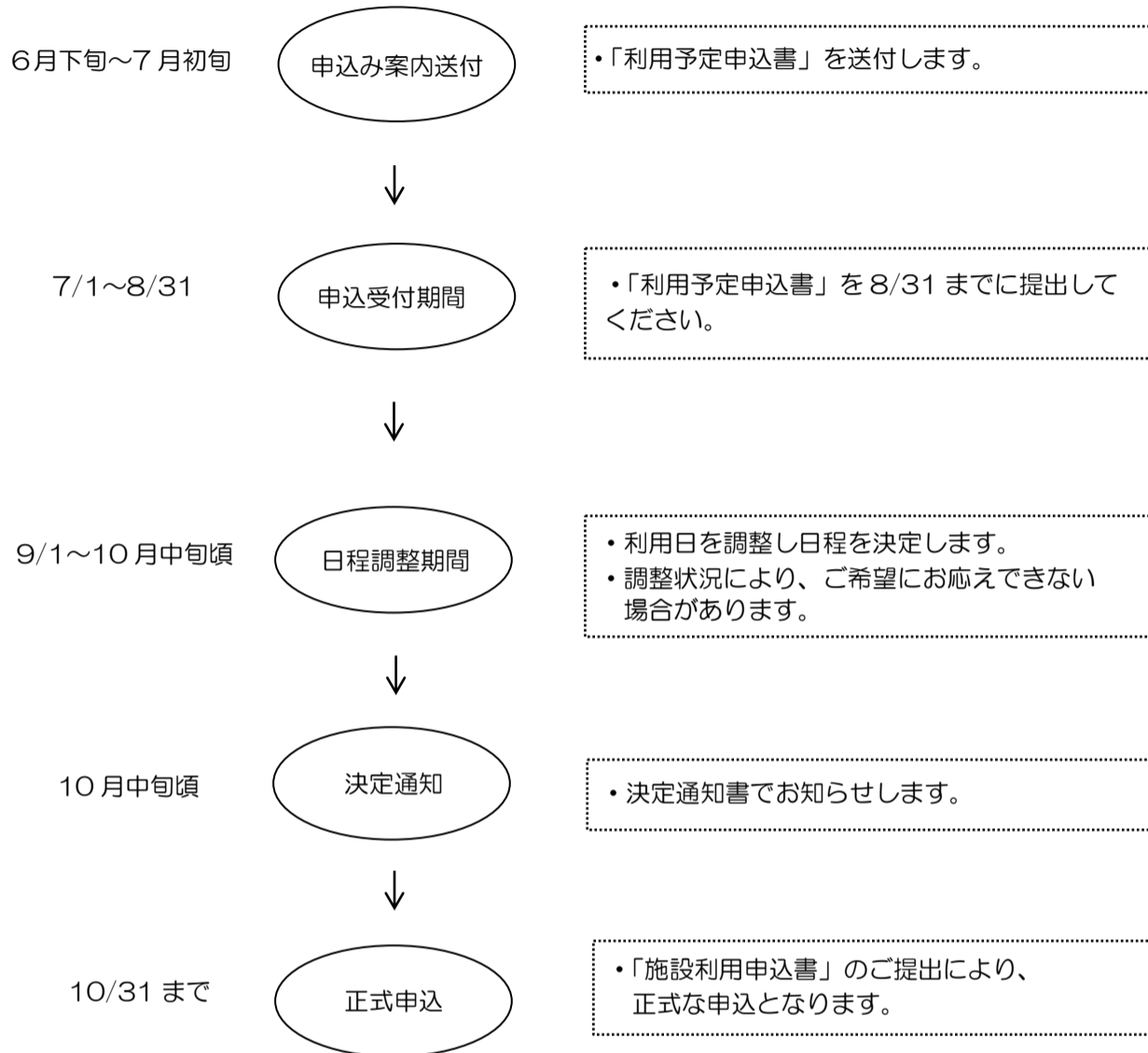
	ページ
I 利用申込みから施設利用の流れ	
1 利用申込み手順	1
2 申込後の流れ	2
II 利用料	
1 第一体育館	3
(1) 基本利用料	
(2) 附属施設・設備等	
(3) 冷暖房料金	
2 第二体育館	4～5
(1) 基本利用料	
(2) 団体利用料	
(3) 附属施設・設備等	
(4) 冷暖房料金	
3 園地	5
4 共通事項	//
5 広告掲出料金表	6
6 記念品売店設置料金表	//
7 有料駐車場貸切利用料金表	//
8 撮影料金表	7
9 収録料金表	//
10 会議室料金表	//
III 施設利用上の注意事項	8～9
IV 利用規程（抜粋）	10～14

I 利用申込みから施設利用の流れ

1 利用申込み手順

(1) 第一体育館・第二体育館

次年度（4月から3月まで）の利用申込受付となります。



(2) 園地（原宿プラザ）

ご利用については、担当者にお問い合わせください。

2 申込後の流れ

1～2か月前	施設利用の承諾	施設を利用する約1～2か月前に「施設利用承諾書」と基本利用料の請求書を発送します。 ※基本利用料については、P.3～4をご覧ください。 【各利用区分の例】 <ul style="list-style-type: none">・スポーツ競技会：NF 主催・学生スポーツ競技会、体育祭等・興行的スポーツ：Bリーグ、K-1、プロレス等・興行：コンサート、カットコンテスト等・物品販売及び製品展示会：ファッションショー、商品展示会等
	事前打合せ	催事に関する打合せを実施し、提出書類の確認等も実施します。 会場管理計画、会場内利用図面、期間中のタイムスケジュール等を用意してください。
	消防署等への届出	催事の規模・内容により、渋谷消防署に催事開催届等の提出が必要です。 申請書類の詳細は担当者へご確認ください。 ※各種申請書類は利用日の10日前には提出をしてください。
	施設利用に関する書類の届出	下記の中で、利用する施設等がある場合は、別途利用申込書の提出が必要となります。事前入金となるため、申込書が提出され次第、請求書を発行します。 ※各種利用料については、P.6～7をご覧ください。 <ul style="list-style-type: none">①記念品売店の設置：申込書と共に設置場所図面、販売品目一覧も提出②広告掲出：申込書と共に設置場所図面、広告物の内容一覧（種類・規格・数量）も提出③有料駐車場の利用④収録の実施⑤会議室の利用
10日前まで	基本利用料の納入	施設利用の10日前までに基本利用料の全額をお支払いください。
前日まで	各種利用料の納入	下記5項目の利用料は利用日の前日までにお支払いください。 <ul style="list-style-type: none">①記念品売店設置料 ②広告掲出料 ③有料駐車場貸切利用料④収録料 ⑤会議室利用料
当日	施設の利用	施設利用注意事項（P.8～9）を遵守のうえ、ご利用ください。 利用した時間や附属施設の利用の有無により、追加利用料が発生します。
施設利用後～翌月末日まで	追加利用料の請求・納入	追加時間利用料や附属施設・設備等利用料（有料諸室・大型映像装置・椅子・冷暖房・電力等）について、請求書を発行します。利用月の翌月末日までにお支払いください。 ※追加利用料等については、P.3～5をご覧ください。

※各種お支払いについて、期日までの入金の確認できない場合は、延滞料を徴収します。

II 利用料

1 第一体育館

(1) 基本利用料

(単位：円)

区分		基本利用料			
		本行日		設営・撤去・練習	
		平日	平日以外の日	平日	平日以外の日
1-ア	スポーツ競技会 入場料を徴収しない場合	600,000	700,000	300,000	400,000
1-イ	スポーツ競技会 入場料を徴収する場合	1,200,000	1,400,000		
2-ア	興行的スポーツ 入場料を徴収しない場合	1,200,000	1,400,000	600,000	700,000
2-イ	興行的スポーツ 入場料を徴収する場合	4,200,000	5,000,000		
3-ア	興行 入場料を徴収しない場合	2,400,000	2,900,000	1,200,000	1,400,000
3-イ	興行 入場料を徴収する場合	8,400,000	10,100,000		
4-ア	物品販売及び製品展示会 入場料を徴収しない場合	3,000,000	3,600,000	1,500,000	1,800,000
4-イ	物品販売及び製品展示会 入場料を徴収する場合	9,600,000	11,500,000		

時間料金

時間延長（1時間）	各基本利用料の1/10
-----------	-------------

【備考】

- 基本利用料に含まれている利用時間は7時～23時中の任意の12時間とする。
- 基本利用料には、控室、役員室、更衣室、シャワー室、拡声装置、机、フロアシート、椅子500脚を含むものとする。
- 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

(2) 附属施設・設備等

(単位：円)

施設・設備	利	用	料
来賓室	1日		30,000
特別室	1日		20,000
ラウンジ	1日		15,000
大型映像装置	1日		150,000
椅子	1日	1,000脚まで	60,000
	1日	2,000脚まで	120,000
	1日	3,000脚まで	160,000
	1日	3,001脚以上	190,000

(3) 冷暖房料金

(単位：円)

区 分	利	用	料
冷暖房	1時間		30,000

【備考】 利用時間は、吹き出し開始から停止までの時間とする。

2 第二体育館

(1) 基本利用料

(単位：円)

区分		基本利用料			
		本行日		設営・撤去・練習	
		平日	平日以外の日	平日	平日以外の日
1-ア	スポーツ競技会 入場料を徴収しない場合	250,000	300,000	100,000	120,000
1-イ	スポーツ競技会 入場料を徴収する場合	500,000	600,000		
2-ア	興行的スポーツ 入場料を徴収しない場合	630,000	750,000	250,000	300,000
2-イ	興行的スポーツ 入場料を徴収する場合	2,000,000	2,400,000		
3-ア	興行 入場料を徴収しない場合	1,000,000	1,200,000	400,000	480,000
3-イ	興行 入場料を徴収する場合	2,500,000	3,000,000		
4-ア	物品販売及び製品展示会 入場料を徴収しない場合	1,250,000	1,500,000	500,000	600,000
4-イ	物品販売及び製品展示会 入場料を徴収する場合	3,000,000	3,600,000		

時間料金

時間延長（1時間）	各基本利用料の1/10
-----------	-------------

【備考】

- 基本利用料に含まれる利用時間は9時～21時とする。
- 基本利用料には、役員室、役員更衣室、選手更衣室、西側控室、拡声装置、机、フロアシート及び椅子200脚の利用料を含むものとする。
- 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

(2) 団体利用料

(単位：円)

区 分	利 用 料
スポーツ競技に利用する場合	平日 1時間 1団体 25,000
	平日以外の日 1時間 1団体 30,000

【備考】

- 団体利用は9時～21時の間で1時間単位の利用とする。
- 基本利用料には選手更衣室（2室）の利用料を含むものとする。

(3) 附属施設・設備等

(単位：円)

施設・設備	利用料
来賓室	1日 5,000
控室 1	1日 5,000
応接室	1日 3,000
選手更衣室	1日1室 2,000
椅子	1日 200脚まで 10,000
	1日 400脚まで 20,000
	1日 600脚まで 25,000
	1日 601脚以上 30,000
バスケットゴール	1日 5,000
電光式表示システム	1日 5,000
椅子(選手用)	1日 3,000

(4) 冷暖房料金

(単位：円)

区分	利用料
冷暖房	1時間 8,000

【備考】

- 1 利用時間は、吹き出し開始から停止までの時間とする。

3 園地

(単位：円)

区分	㎡	利用料		
		本行日	本行以外の日	
物品販売及び 製品展示会	原宿プラザ	6,000	1,320,000 (132,000)	264,000 (26,400)
	その他のプラザ及び 本センターが認める場所	1㎡ 当たり	165	33
上記以外	原宿プラザ	6,000	880,000 (88,000)	176,000 (17,600)
	その他のプラザ及び 本センターが認める場所	1㎡ 当たり	110	22
			利用㎡数に単価を乗じて得た額の1/10。 ただし、100円未満の端数は切り上げる。	

【備考】

- 1 基本利用料に含まれる利用時間は9時～21時とする。
- 2 各区分の下段()書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

4 共通事項

- (1) 平日以外の日とは、土曜、日曜、祝日法による休日及び年末年始(12月29日～1月3日)をいう。
- (2) 利用時間を延長するとき、又は当該利用時間前から利用するときは、超過1時間につき当該基本料の1時間当たりの額を徴収する(但し、フットサルコートを除く)。
- (3) 清掃に要する経費が通常を超えるときについては、その実費を徴収する。
- (4) 臨時に光熱給水を利用する場合は、実費を徴収する。

5 広告掲出料金表

(単位：円)

施設名	区分	件数	利用料		
			第一体育館（1日）	第二体育館（1日）	園地（1日）
国立代々木競技場	スポーツ競技会	1～10 件まで	100,000	50,000	—
		11～20 件まで	180,000	90,000	—
		21～30 件まで	250,000	125,000	—
		31～40 件まで	310,000	155,000	—
		41～50 件まで	360,000	180,000	—
		51 件以上	400,000	200,000	—
	興行的スポーツ 及び興行	1～10 件まで	300,000	150,000	30,000
		11 件以上	450,000	220,000	45,000

6 記念品売店設置料金表

(単位：円)

区分				設置料	
国立代々木競技場	第一体育館	既設店舗又は センターの 指定する場所	間口 4m × 奥行 3m以内	スポーツ競技会	1 店舗 20,000
				興行的スポーツ 及び興行	1 店舗 100,000
	第二体育館			スポーツ競技会	1 店舗 10,000
				興行的スポーツ 及び興行	1 店舗 50,000
	園地			センターが認める場所	

【備考】

- 1 店舗の大きさが規格を上回る場合又はやむを得ず形状を変更する場合は、設置する店舗の占有面積を表中の1店舗の規格で除した数を店舗数とする。ただし、端数は切り上げる。
- 2 国立代々木競技場をスポーツ競技会で利用する場合、設置前日までに申請された5店舗までは無料とする

7 有料駐車場貸切利用料金表

(単位：円)

区分	料金	
有料駐車場貸切料金	有料駐車場 A【渋谷門側】 60 台	1 日 252,000
	有料駐車場 B【南門側】 104 台	1 日 445,000
	有料駐車場 全面 164 台	1 日 627,000

【備考】

- 1 国立代々木競技場有料駐車場貸切利用については、国立代々木競技場施設の専用利用者からの申し出により、センターが特に必要と認めた場合に限り利用できるものとする。
- 2 利用時間は、第一体育館・第二体育館の利用時間に準ずる。

8 撮影料金表（第19条関係 別表第7） （単位：円）

区分	料金
スチール	1 時間 11,000
ムービー	1 時間 33,000

【備考】

- 1 スチール及びムービーを同時に撮影する場合はムービーの区分を適用する。

9 収録料金表（第19条の2 別表第8） （単位：円）

施設名	料金
第一体育館	1 行事 150,000
第二体育館	1 行事 50,000

【備考】

- 1 本行日が2日以上続いて同一の行事は1行事とする。
- 2 放送又は販売等を行わず、内部資料用として収録する場合は、適用しない。

10 会議室料金表 （単位：円）

施設	料金（利用料/時間）	専用利用料（1日）
会議室 1	1 時間 2,000	1 日 12,000
会議室 2	1 時間 2,000	1 日 12,000
会議室 3	1 時間 1,500	1 日 9,000
会議室 4	1 時間 2,000	1 日 12,000
会議室 5	1 時間 3,000	1 日 18,000

【備考】

- 1 専用利用者（第一体育館・第二体育館及び園地）が、行事で併用利用する場合は、上記専用利用料金を適用する。
- 2 専用利用者の利用時間は第一体育館・第二体育館及び園地の利用時間に準ずる。

Ⅲ 施設利用上の注意事項

(1) 利用日の変更、取消し

- ・利用日時やその他の条件について変更又は取消しをする場合には、速やかに担当者までお申し出ください。
- ・変更、取消しの場合は、「国立競技場利用規程第 14 条」に基づき、変更料又は取消料を徴収します。

(2) 利用の中止及び承諾の取消し

次の場合には、催物開催期間中においても利用できなくなる場合があります。

①利用の中止

- ・公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- ・利用に伴い、騒音、異臭、煙等により、当競技場内及び近隣に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ・当競技場の施設、設備及び器物等を破損するおそれがあると認められるとき。
- ・当競技場の管理運営上、支障があると認められるとき。
- ・前各号に挙げるもののほか、当競技場の目的に照らして、利用を不相当と認められたとき。

②承諾の取消し

- ・施設利用料が所定の期日までに支払われないとき。
- ・申込時の利用目的と利用時の内容が著しく異なるとき。
- ・利用者が利用権を第三者に譲渡、又は転貸したとき。
- ・利用条件、又は当競技場の指示に従わなかったとき。
- ・当競技場の管理運営上、やむを得ない事由が発生したとき。

③その他

- ・天災その他の事由により施設の利用ができないとき。

(3) 管理責任

- ①利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、すべて利用者の責任と費用において、催物の運営、催物のために必要な事前準備、及び催物終了後の原状回復作業を行ってください。
- ②利用者が利用するに当たって必要な場内案内及び警備は、すべて利用者の責任と費用において行ってください。
- ③利用者は、来場者に対し、人身事故その他の損害が及ばないように常に万全の配慮をしてください。
- ④物品販売、製品展示会等を行う利用者は、出展参加業者一覧を担当者に提出してください。
なお、届出のない業者が出店（展）していた場合は撤去していただきます。
- ⑤利用期間中の施設、設備等の保全に注意を払うとともに、利用施設内の秩序維持、搬入・搬出の整理及び来場者の安全確保について万全を期してください。
- ⑥施設の利用期間中（準備、撤去を含む）に施設内において発生した事故等については、すべて利用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。
- ⑦施設を利用するに当たって、関係法令及び利用案内に定められた事項を遵守するとともに、関係業者、来場者等に対しても周知徹底してください。
- ⑧廃棄物等の処理については、(6)をご参照ください。

(4) 免責及び損害賠償

- ①施設の利用期間中における人身事故、盗難、破損事故等に関して、当競技場は一切の責任を負いません。
- ②施設利用料は、天災その他利用者の責によらない事由、又は当競技場の都合でやむを得ず承諾の取消しをする場合を除き、返還いたしません。
- ③利用者が当競技場内の施設、設備、器物を破損もしくは紛失した場合は、原状回復又は賠償をしていただきます。

(5) 禁止、制限行為

- ①施設利用の主目的が物品販売であるもの（物産展、バザー、バーゲンセール、即売会等）及び飲食を目的とするもの（食品展、試飲、試食即売会等）の場合は、利用施設並びに当競技場が認めたエリアに限り、販売を認めます。
- ②施設利用の主目的以外の物品販売については、利用目的に関連のある物品（記念品）を、利用施設及び当競技場が認めたエリアに限り販売を認めます。
- ③ペット類の持ち込みは禁止します。ただし、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を除きます。
- ④屋内でのドローンの利用は禁止します。
屋外での利用は、国土交通省の承認が得られた場合のみ、利用可能です。

(6) 利用期間中の清掃及びゴミ処理

- ①当競技場を利用し、利用者側で発生したゴミ処理は、全て利用者側の責任と費用負担において場外搬出処分を行ってください。(ただし、当競技場飲食売店で販売された商品のゴミは、当競技場で処分いたします。)
 - ・残ったパンフレット、プログラム、ポスター等
 - ・ケータリングサービスで発生したゴミ
 - ・生花、スタッフ等の弁当ガラ(業者による引取りを手配する。)
 - ・サンプリング等、多量のゴミが場外に及んだ場合、場外のゴミ処理も実施してください。
- ②利用期間中は、アリーナ、客席、附属設備(ロビー、控室、トイレ等)を清潔に保ってください。
- ③物品販売、製品展示会等の目的で利用する場合は、展示物の搬入搬出及び装飾等の設営、撤去時の残材や廃材、梱包材、紙屑等を会場内に放置せず、毎日、完全に場外搬出処分し、廃棄物(ゴミ)の減量化に努めるよう、関係者にも周知徹底してください。
- ④ご不明な点は、あらかじめ担当者にご相談ください。

IV 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場等利用規程（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成15年度規則第1号）に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が運営するスポーツ施設及び附属施設のうち、国立競技場等の利用に関し必要な事項を定めることにより、国立競技場等の適切かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「国立競技場等」とは、国立競技場、秩父宮ラグビー場、テニスコート（秩父宮ラグビー場敷地内）及び国立代々木競技場（これらの施設に附属する施設を含む。）をいう。

（利用の形態）

第3条 国立競技場等の利用形態は、次に掲げるとおりとする。

- （1）専用利用 国立競技場等のうち観客席を有する施設を、団体にスポーツの大会等の開催を目的として貸切りで利用することをいう。
- （2）団体利用 前号による場合を除き、国立競技場等を団体に利用することをいう。

（利用の不承諾）

第4条 センターは、別に定める事項に該当するときは、利用を承諾しないものとする。

第2章 施設の利用

第1節 利用の手続

（専用利用及び団体利用の利用手続）

第5条 専用利用をしようとする者（以下「専用利用者」という。）及び団体利用をしようとする者（以下「団体利用者」という。）は、別表第1に掲げる申込期間内に施設利用申込書（別記様式第1号）2部をセンターに提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 センターは、前項により受けた利用の申込みについて、別に定める基準により利用の調整をし、予定表を作成するものとする。
- 3 センターは、別表第1に掲げる申込期間経過後においても利用予定のない日については、利用の承諾を与えることができる。
- 4 前項に規定する利用予定のない日の利用の申込みについては、施設利用申込書又は利用券の購入によって行うことができる。

（利用の承諾）

第7条 センターは、第5条第1項及び第3項の規定による専用利用及び団体利用の承諾を施設利用承諾書（別記様式第2号）の交付によって行う。

（運営等の委任）

第7条の2 前条第1項の規定により利用の承諾を得た専用利用者及び団体利用者は、その運営等を第三者に委任することができる。

- 2 専用利用者及び団体利用者は、前項の規定による委任を行う場合、その証として、委任事項等を明記した委任状（別記様式第3号）をセンターに提出しなければならない。

第2節 利用料

（利用料の定義）

第8条 センターは、利用者から次に掲げる利用料を徴収するものとする。

- （1）基本利用料 国立競技場等を専用利用又は団体利用する場合の規定利用時間内における施設の利用料
- （2）加算額 国立競技場等をスポーツ大会等の開催を目的として、専用利用する場合の入場料収入に一定の割合を乗じた額
- （3）追加利用料 国立競技場等を専用利用し、その利用時間を延長した場合又は規定利用時間前から利用した場合の利用料、器具等を追加して利用した場合の利用料及び実費で規定されている利用料

（利用料）

第9条 国立競技場等を利用する場合の利用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

第3節 利用料の納入

(基本利用料の納入)

第10条 専用利用者及び団体利用者は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の10日前までに利用料をセンターに納めなければならない。ただし、センターは、特別の事情があるときは、所定の利用料の6割を利用日の3か月前までに（ただし、利用日から起算して3か月前を過ぎての利用申込の場合は、所定の利用料の6割を当該利用の承諾を受けた日から30日以内に）、残りの4割を利用日の10日前までに納めさせることができる。

2 専用利用者及び団体利用者は、利用の承諾を受けた日が利用日の前9日以内の場合は、所定の利用料全額をその利用の前までにセンターに納めなければならない。

3 第1項に規定する利用料の納入期限の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）（以下「休日等」という。）に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

(追加利用料の納入)

第12条 専用利用者及び団体利用者は、利用日の後又は大会等で継続して利用する場合にはその大会等の終了した日の属する月の翌月の末日までに、追加利用料をセンターに納めなければならない。なお、当該追加利用料の納入期限の日が、休日等に当たるときは、第10条第3項の規定を準用する。

第4節 利用料の増額又は減額

(利用料の増額又は減額)

第13条 センターは、次に掲げる場合においては、利用料の額を増額又は減額することができる。

- (1) センターの設立の目的に照らし特に必要と認めるとき。
- (2) 利用の目的及び方法により特に必要と認めるとき。

第5節 利用日の変更等

(利用日の変更等)

第14条 利用者が利用の承諾を受けた後に利用日その他の条件につき変更しようとするときの取消料又は変更料の算定は、取消し又は変更の内容に応じて、それぞれ次の表のとおりとする。

取消し・変更等の内容	利用料が未納の場合	利用料が納入済の場合
利用日の10日前までに利用を取り消した場合	基本利用料の4割を徴収する。	基本利用料の全額を納めた場合は、基本利用料の6割を返還する。 基本利用料の6割を納めた場合は、その3分の1を返還する。
利用日の9日以内に利用を取り消した場合	基本利用料の6割及び準備に要した額を徴収する。	基本利用料の4割を返還し、準備に要した額を徴収する。
利用日時を変更した場合	基本利用料の3割及び準備に要した額を徴収する。	

2 利用者は、前項に定めるもののうち利用料が未納のものについては、当該利用申込みの取消し又は変更をセンターが認めた日から10日以内に、所定の額を納入しなければならない。

3 センターは、第1項に定めるもののうち既に納入があった場合の利用料の返還を、センターが認めた日から1か月以内に行うものとする。

4 センターは、利用者があらかじめ雨天等を予想し利用日のほかにこれに続く日を予備日として設定した場合は、予備日1日につき基本利用料の4割を徴収する。ただし、予備日の設定は、利用日の後2週間以内の日に限るものとし、予備日に係る基本利用料の納入については、第10条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

5 センターは、天災その他の事由により利用者の責によらずして利用日に利用することができなかった場合は、徴収した利用料の全額を返還するものとする。ただし、附属施設・設備等の利用に別表第2の1(3)区分Ⅰの利用料を適用している場合において、セットに含まれる附属施設・設備等の全部又は一部が利用できなかった場合は、当該利用できなかった附属施設・設備等の利用料のみを返還するものとし、返還する金額は、徴収した利用料の額を上限に、同表の区分Ⅱの利用料により算定する。

6 センターは、第21条の規定により利用の承諾を取消したとき又は利用の中止を命じたときは、徴収した利用料を返還しない。ただし、同条第5号の事由による場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第6節 その他の利用

(その他の利用)

第15条 センターは、国立競技場等に係るその他の利用として、次に掲げるものについて、利用者から利用料を徴収するものとする。

- (1) 広告掲出 (2) 記念品売店の設置 (3) 駐車場 (4) 撮影 (5) 収録 (6) 園地における水道設備の利用

(広告掲出)

第16条 国立競技場等を専用利用する者が利用の承諾を受けた施設に広告を掲出（これに類似する宣伝活動を含む。以下同じ。）する場合、センターは別表第4に定める利用料を徴収するものとする。

- 2 広告掲出に関する手続及び基準等については、別に定めるとおりとする。

(記念品売店の設置)

第17条 国立競技場等を専用利用する者が利用の承諾を受けた施設に記念品売店を設置する場合、センターは、別表第5に定める利用料を徴収するものとする。

- 2 記念品売店の設置に関する手続及び基準等については、別に定めるとおりとする。

(駐車場)

第18条 秩父宮ラグビー場有料駐車場及び国立代々木競技場有料駐車場を利用する場合の利用料金は、別表第6のとおりとする。

- 2 国立代々木競技場有料駐車場を貸切利用する場合は、センターは、利用料金を利用の前までに徴収するものとする。

(撮影)

第19条 国立競技場等において撮影する場合は、センターは、別表第7に定める撮影料を事前に徴収するものとする。ただし、報道関係の取材及びアマチュアのスナップ写真の撮影は撮影料の徴収を免除することができる。

(収録)

第19条の2 別表第2に定める国立競技場を区分Ⅲ若しくはⅣ又は秩父宮ラグビー場を区分Ⅲ若しくはⅣで専用利用する者並びに別表第3に定める国立代々木競技場の第一体育館又は第二体育館を興行的スポーツ、興行又は物品販売及び製品展示会で利用する者において、実施する行事の収録が行われる場合、センターは別表第8に定める収録料を事前に徴収するものとする。

第3章 雑則

(利用の承諾の取消し等)

第21条 センターは、利用者において次の各号の一に該当する事由があるときは、その利用の承諾を取り消すこと又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用申込に偽りがあったとき。
- (2) 秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 正当な理由なく所定の利用料を期日までに納入しないとき。
- (4) 別に定める利用の条件に違反したとき又はセンターの指示に従わないとき。
- (5) その他利用することが適当でないと考えられたとき。

(延滞料)

第22条 センターは、専用利用者及び団体利用者がこの規程に定められた期日までに利用料等を納入しない場合は、その期日の翌日から起算して年14.6%の割合で延滞料を徴収するものとする。ただし、専用利用者及び団体利用者が利用の前までに利用料を納入した場合は、利用料に係る延滞料を徴収しないものとする。

- 2 前項により算出した延滞料の額が、100円未満の場合にあってはこれを免除する。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第23条 利用者は、利用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(センターの非賠償責任)

第24条 利用者が第21条の規定により利用の承諾の取消しを受け、又は利用の中止を命ぜられ損害を受けた場合において、センターはその損害を賠償する責任を負わない。

(利用者の損害賠償責任)

第25条 利用者は、故意又は過失により施設、設備、用具、備品等を破損し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、国立競技場等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場等利用規程に関する細則（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場等利用規程（平成15年度規程第61号。以下「利用規程」という。）第4条、第5条第2項、第16条第2項、第17条第2項、第21条第4号の規定に基づき、国立競技場等の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 利用の不承諾に該当する事項（第4条関係）

（利用の不承諾）

第2条 利用規程第4条第1項に規定する独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が利用を承諾しない事項は、次に掲げるものとする。

- （1）特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治教育その他の政治活動及びこれに類する活動のための催しに利用しようとするとき。
- （2）宗教団体が、宗教の教義を広めるため若しくは儀式、行事を行うため又はその他の宗教活動を行うために利用しようとするとき。
- （3）法令の規定に反し、若しくは公共の秩序をみだし、又は善良の風俗に反するおそれのある催しに利用しようとするとき。
- （4）その他、センターの目的に照らし、利用させることが不適當であると認められる催しに利用しようとするとき。

第4章 広告掲出に関する事項（第16条第2項関係）

（広告の種類及び定義）

第4条 利用規程別表第4に規定する広告の種類は、次のとおりとする。

種類	単位	
看板広告等	1枚につき1件（同一種類のものであっても1件。ただし、一辺が10mを超える毎に1枚加算。）	
映像広告	1社につき1件	
商品展示広告	1か所につき1件（ただし、30㎡を超える毎に1件加算。）	
特殊 広告	冠広告	1行為につき1件
	動く広告	1行為につき1件
	旗類広告	1行為につき1件
	サンプリング広告	1行為につき1件

（承諾の基準）

第6条 利用の承諾を受けた施設に掲出しようとする広告が次の各号の一に該当する場合は、センターは、広告の掲出を承諾しないものとする。

- （1）施設管理上支障を来すおそれのあるもの
- （2）観客の観覧に支障を来すおそれのあるもの
- （3）政治的、宗教的な主張を目的とするもの
- （4）センターの品位を損なうもの
- （5）法令の規定に違反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するもの
- （6）前各号に掲げるもののほか、センターの目的に照らし、掲出させることが不適當であると認められるもの

（申込み及び承諾）

第7条 利用の承諾を受けた施設に広告を掲出しようとする利用者は、広告掲出申込書（別記様式第1号）に、広告見本その他関係書類を添えてセンターに提出し、その承諾を得なければならない。

2 センターは、広告の掲出に支障がないと認めた場合は、利用者に対し、広告掲出承諾書（別記様式第2号）を交付して承諾する。

（広告掲出料の納入）

第8条 利用者は、広告を掲出しようとする日の前日までにセンターに広告掲出料を納めなければならない。

ただし、前条第2項に規定する承諾が広告掲出の当日になったときの広告掲出料の納入については、利用規程第12条の規定を準用する。

2 次の各号に掲げる日については、広告掲出料を徴収しない。

- （1）準備、設営及び撤去のために利用する日
- （2）継続する競技会等で、競技会等が開催されない日

第5章 記念品売店の設置に関する事項（第17条第2項関係）

（承諾の基準）

第16条 利用の承諾を受けた施設に設置しようとする記念品売店が次の各号の一に該当する場合は、センターは記念品売店の設置を承諾しないものとする。

- （1）施設管理上支障を来すおそれのある場合
 - （2）観客の観覧に支障を来すおそれのある場合
 - （3）センターの品位を損なうおそれのある場合
 - （4）法令の規定に違反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に違反する場合
 - （5）前各号に掲げるもののほか、センターの目的に照らし、設置させることが不相当と認められる場合
- 2 記念品売店における販売物品が次の各号の一に該当する場合は、センターはその物品の販売を認めないものとする。ただし、観客のサービスに資する物品については、センターと協議するものとする。
- （1）利用を承諾した行事に関係する物品以外の物品
 - （2）センターが年間を通じて契約する売店と競合する物品（ただし、国立代々木競技場園地を除く。）
 - （3）その他センターが販売することを不相当と認めた物品

（設置申請及び承諾）

第17条 利用の承諾を受けた施設に記念品売店を設置しようとする利用者は、記念品売店設置申請書（別記様式第3号）をセンターに提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 センターは、記念品売店の設置に支障がないと認めた場合は、利用者に対し、記念品売店設置承諾書（別記様式第4号）を交付し承諾するものとする。

（設置料の納入）

第18条 記念品売店設置の承諾を得た利用者は、設置の前までに設置料をセンターに納めなければならない。ただし、前条第2項に規定する承諾が、記念品売店設置の当日になったときの記念品売店設置料の納入については、利用規程第12条の規定を準用する。

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

国立代々木競技場

〒150-0041 東京都渋谷区神南 2-1-1

TEL：【第一体育館】03-3468-1172

【第二体育館・園地】03-3468-1173

FAX：03-3468-1942

URL：<https://www.jpnsport.go.jp>